

第3節 身近な自然と快適で潤いをもたらす環境の保全と創造

1 身近な自然環境の保全

●現状と課題

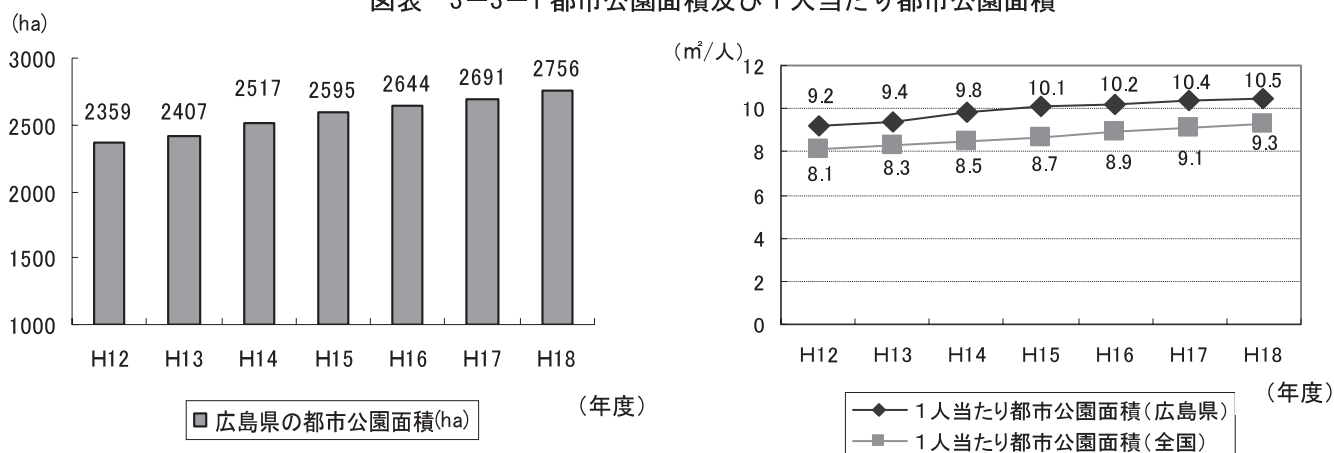
農山村地域等は、里山¹、水田・畑などの農用地や集落などで構成される多様な環境が存在し、その中で多くの生物が生息していますが、過疎化・高齢化の進行により、里山・農用地等の有する環境保全機能の維持が困難な地域も発生しています。

一方、都市域及び都市近郊では、地域住民の良好な生活環境の維持に資する自然環境の保全を図るとともに、公園や緑地等の整備・保全等により、安らぎのある快適な生活空間を創造していく必要があります。

また、都市の主要なみどりを構成する街路樹についても、都市景観の美化、緑蔭の提供による安らぎや快適性の向上、防塵、防風等の効用、空気の清浄化等の働きや公園・緑地を結ぶ生態空間として、重要性が認識されつつあります。

河川、溪流、海岸などの水辺については、人々が親しみやすく、憩いの場となるような水辺環境の整備を進める必要がありますが、全国1位のプレジャーボート保有県として、適切に係留されていない放置艇があることなど、沈没船等による海域環境への悪影響が発生しています。

図表 3-3-1 都市公園面積及び1人当たり都市公園面積



資料：県都市整備課

図表 3-2-2 緑地環境保全地域数及び面積（平成20年4月1日現在）

区分	地域数	総面積 (ha)
緑地環境保全地域	22	818

資料：県自然環境課

【施策の方向】

- 身近な生き物やみどりとのふれあいの場となる農用地や里山林、都市公園などの保全と創造

1 里山：市街地等で従来から林産物の栽培、肥料、炭の生産等に利用されてきた森林。近年身近な自然として評価されているが、所有者による維持管理が困難な状況となっている場合も多い。

2 都市公園：都市計画法2条で定義されたもので、国が設置する国営公園と、地方公共団体が設置する児童公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園等の都市公園がある。

●施策の展開

(1) 農用地の保全

- 農用地は、農作物の生産や水源かん養の機能に加え、営農活動と調和して多様な生物が生息する空間として、みどりを保持し、県民にやすらぎを与える機能を持っていることから、こうした機能を維持・増進するため、中山間地域では集落等を単位とする地域ぐるみの永続的な農業生産活動を推進し、都市近郊では、みどり空間として地域ぐるみで計画的・集団的土地利用を図るなど、その保全管理と有効利用を誘導します。

平成 19 年度に講じた施策・平成 20 年度に講じる施策

ア 中山間地域等直接支払事業【農業経営課】

農用地の持つ水源かん養などの公益的機能の維持を図るため、農業生産条件の不利な中山間地域等を対象として、集落等を単位とする農業生産活動を推進し、耕作放棄の原因となる農地生産条件の不利性を補正する直接支払を実施します。

【平成 19 年度事業実績】協定面積 19,760ha に対し、2,598,313 千円を交付しました。

【平成 20 年度事業内容】平成 17 年度から 5 年間の予定で新対策が開始されており、協定面積のさらなる拡大と、持続的農業生産活動を目指す積極的な協定活動が見込まれます。

イ 農地・水・環境保全向上対策【農地整備室】

農地、水路、農道などの農業用施設と農村の環境を良好に保全するため、地域ぐるみによる効果の高い共同活動と農業者による先進的な営農活動を一体的に支援します。

【平成 19 年度事業実績】協定面積 3,148ha、88 活動組織に対し、152,049 千円を交付しました。

【平成 20 年度事業内容】協定面積の更なる拡大により、地域における農地・水・環境の良好な保全活動を支援します。

(2) 里山林の保全

- 都市周辺の森林において、緑豊かで良好な生活環境や自然環境の保全・形成に努めるとともに、手入れ不十分な里山林において、生物多様性の保全や鳥獣被害防止等を目的とした整備を行うほか、住民団体や NPO 等の企画・立案による取組みなどを支援し、住民参加型の里山林の保全活動を促進します。

平成 19 年度に講じた施策・平成 20 年度に講じる施策

ア 共生保安林整備事業【治山室】（再掲）

都市周辺の森林において、緑豊かで良好な生活環境や自然環境の保全・形成を図るため、保健休養・自然環境保全機能の高い森林を整備します。

【平成 19 年度事業実績】保安林の機能を多目的かつ高度に発揮させるための造成改良整備等により、保健休養・自然環境保全機能の高い森林整備を 2 地区（呉市川尻町、安芸郡海田町）で実施しました。

【平成 20 年度事業内容】引き続き、同様の事業を 1 地区（呉市川尻町）で実施します。

イ ひろしまの森づくり事業〔森林保全課〕（再掲）

手入れが不十分な里山林について、土砂災害防止、生物多様性の保全、鳥獣被害防止等を目的とした整備を行うほか、住民団体やNPO等の企画・立案・取組への支援や森林・林業体験活動への支援を行います。

【平成19年度事業実績】集落周辺の放置された里山林の整備や主要道路沿いにある松くい虫被害の甚大な区域の被害木処理など、健全な里山林へ誘導するための森林整備を実施しました。

また、森林ボランティア団体や地域住民等が企画・立案した里山の保全活用に関する取組みへの支援や、森林・林業についての現地体験型の学習会の開催などにより、県民参加の森づくりへの意識の醸成を図りました。

さらに、公共施設等への間伐材を利用した木製品の設置や、間伐材を利用した学校机天板の導入、間伐材の利用対策などに取り組みました。

【平成20年度事業内容】市町への交付金により、放置された森林の整備、松くい虫被害跡地整備など里山の保全を図る取組や、住民団体等による里山林保全活用の活動支援、森林・林業の体験活動学習などを計画しています。

（3） まちのみどりの保全・創造

- 「自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域の指定により、市街地やその周辺地域の緑地等の保全を図ります。
- また、住区基幹公園、都市基幹公園等の重点的な整備や、風致地区、緑地保全地区の指定等により、都市域及び都市近郊における良好な生活環境の形成を推進します。
- さらに、街路樹の植栽などによる道路緑化、法面における自然植生の回復等により、良好な道路環境の整備を推進します。

平成19年度に講じた施策・平成20年度に講じる施策

ア 緑地環境保全地域の指定等〔自然環境課〕

「自然環境保全条例」に基づく緑地環境保全地域を指定し、市街地やその周辺地域の緑地等の保全を図ります。
(緑地環境保全地域指定状況は、資料編「自然環境5」p298参照)

【平成19年度事業実績】県内22箇所の緑地環境保全地域の保全に努めました。

【平成20年度事業内容】引き続き、緑地環境保全地域の保全に努めます。

イ 植樹帯などによる道路緑化〔道路企画課、道路整備課〕

みどりに恵まれた快適な環境が身近な空間に創出されるよう、道路改良や維持修繕の際、植樹帯や法面緑化などを必要に応じて行い、良好な道路環境の整備を推進します。

ウ 緑の斜面整備事業〔砂防課〕

緑豊かな自然の活用や、斜面空間の利用により、地域の環境にとけ込んだ斜面整備を推進するため、補強土工法を実施し、自然環境に配慮した斜面对策を行います。

【平成19年度事業実績】天応中学下地区（呉市）において整備しました。

【平成20年度事業内容】亀山5丁目地区（広島市）において整備します。

エ 都市公園事業〔都市整備課〕（再掲）

都市公園の整備や都市における緑化の推進により，都市環境を改善するとともに，自然的環境を創出し，快適で潤いのある生活環境を形成します。

【平成 19 年度事業実績】みよし運動公園（三次市），地御前公園（廿日市市）他 7 箇所ですべて都市公園の整備を行いました。

【平成 20 年度事業内容】みよし運動公園（三次市），東広島運動公園（東広島市）他 5 箇所ですべて都市公園の整備を行います。

オ 街路事業〔都市整備課〕（再掲）

⇒ 詳細は「第1章第1節3 吸収源対策の推進」（p20）

（4） 親水施設の整備

- 河川環境は，地域の自然，生活，文化等の形成に大きな役割を果たしていることから，その環境整備においては，それらの多面的な価値を十分活かし，長期的・広域的な視野に立った川づくりを推進します。
- 港湾，漁港，海岸の環境整備において，交流の促進，生活環境の向上等を目的とした緑地や親水施設等の整備を推進します。

平成 19 年度に講じた施策・平成 20 年度に講じる施策

ア 漁港環境整備事業〔漁港漁場整備室〕（再掲）

漁港における景観の保持・美化を図り，快適にして潤いのある漁港環境を形成するため，植栽，休憩所，親水施設等を整備します。

【平成 19 年度事業実績】五日市漁港（広島市）において，緑地等を整備しました。

【平成 20 年度事業内容】事業実施予定はありません。

イ 漁港海岸環境整備事業〔漁港漁場整備室〕（再掲）

国土の保全と併せて，海岸部の総合的レクリエーション機能の整備をします。

【平成 19 年度事業実績】豊島漁港（呉市）において，突堤・護岸等を整備しました。

【平成 20 年度事業内容】引き続き，豊島漁港（呉市）において整備します。

ウ 農地海岸環境整備事業〔農地整備室〕（再掲）

農地海岸において農地の保全を図るとともに，レクリエーション活動の場とするため，植栽や人工海浜及び突堤を設置し環境整備を行いました。

【平成 19 年度事業実績】大野浦海岸（廿日市市）において，階段式護岸等の整備を終え，事業が完了しました。

【平成 20 年度事業内容】事業実施予定はありません。

エ 河川環境整備事業〔河川課〕

河川環境は、地域の自然、生活、文化等の形成に大きな役割を果たしていることから、その環境整備においてはそれら多面的な価値を十分活かし、長期的・広域的な視野に立った川づくりを推進します。

【平成19年度事業実績】 四川（福山市）において、親水性護岸等の河川整備を行いました。

【平成20年度事業内容】 四川（福山市）において、引き続き、親水性護岸等の河川整備を行います。

オ 自然再生事業（緑の砂防ゾーン創出）〔砂防課〕

荒廃した溪流内部や周辺に砂防設備としての樹林帯や遊砂地を設け、土砂の移動の抑制や流出土砂の捕捉を図るとともに、流域及び溪流周辺の自然環境を保全します。

【平成19年度事業実績】 向山支川（呉市）において、本堤工事（1基目）を行いました。

【平成20年度事業内容】 引き続き、向山支川（呉市）において本堤工事（2基目）を行います。

カ 砂防の歴史・文化拠点づくり〔砂防課〕

地域の文化・歴史に配慮し、歴史的な遺産や砂防施設を積極的に保存するとともに、周辺の環境整備を通じて、地域の人々に砂防に対する啓発活動を展開し、「砂防の歴史・文化拠点づくり」を行います。

【平成19年度事業実績】 白糸川（廿日市市）において護岸等を整備しました。

【平成20年度事業内容】 引き続き、白糸川（廿日市市）において護岸工事を行います。

キ 放置艇の規制〔港湾管理課〕（再掲）

プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例及び港湾法（第37条第3項）に基づき、禁止区域を順次指定して水域の適正な管理を行います。

【平成19年度事業実績】 平成19年10月1日に広島湾地域において禁止区域を拡大するとともに、放置艇の撤去指導や廃船処理の指導を行いました。

【平成20年度事業内容】 放置艇の撤去指導や更なる禁止区域の拡大などにより、引き続き、水域の適切な管理を行います。

ク 港湾環境整備事業〔港湾企画整備課〕（再掲）

港湾のアメニティを高め、人々が集い、賑わい、やすらぐ場とするため、緑地などの環境整備を行います。

【平成19年度事業実績】 干潟（県内2箇所）、緑地（県内3港）を整備しました。

【平成20年度事業内容】 引き続き、干潟・緑地を整備します。

●コラム● 田んぼの生き物調査

〔実施主体〕

広島県，広島県土地改良事業団体連合会（水土里ネットひろしま）

〔協力団体等〕

関係市町，関係土地改良区

〔参加者〕

小学生，地域住民等

〔目的〕

「田んぼの生きもの調査」は，農業農村整備事業実施後の地区において，どういう生きものが，どのくらい，どのような環境で生息しているのかを把握し，生きものや環境に配慮したより良い施設整備を推進していくことを目的とし，また，地域の環境教育，環境保全活動に資するため，平成13年度から全国的に実施されており，平成18年度で終了する予定でしたが，地域の環境を考える良い機会として平成19年度以降も継続して調査していくこととなりました。

〔実施状況〕

水路の幅や水深を測る「測量班」，魚を捕まえるわなを設置する「わな班」，水温や水質を調べる「環境班」の3班体制で調査を実施し，この後，網を持って水路で魚を捕獲したり，田んぼの畦畔でかえるを捕まえたりします。

地元の小学生も，最近は水路で遊ぶ機会もあまりないようで，どの児童も目を輝かせて，ずぶ濡れになりながらも魚を追いかけています。

これまでの調査で，水路でカワムツ，ドンコ，ギギ，ヨシノボリ，ブルーギル，田んぼでトノサマガエル，アマガエルなどが確認されています。

今後も，本調査を地域の方々と一緒に実施し，農業農村の多面的機能や環境との調和に配慮した農業農村整備事業を広くPRしていきます。



環境
で
身
境
潤
近
の
い
な
自然
と
保
全
を
も
た
ら
す
快
適
な
環
境
の
保
全
と
創
造

取り組みの経過・内容

年度	調査場所	参加者	参加人数	捕獲した主な生き物
H14年度	北広島町 (県営ほ場整備地区)	北広島町立大塚小学校 3・4・5年生	8人	カワムツ，ドンコ，トノサマガエル等
H15年度	世羅町 (県営ほ場整備地区)	世羅町立東小学校 4年生	10人	カワムツ，メダカ，ドジョウ，トノサマガエル等
H16年度	安芸高田市 (県営ほ場整備地区)	安芸高田市立来原小学校 5年生	15人	カワムツ，メダカ，ドジョウ，トノサマガエル，アマガエル等
H17年度	三原市 (県営ほ場整備地区)	一般住民参加	18人	カワムツ，メダカ，ドジョウ，タカハヤ，ヨシノボリ，アマガエル，ヌマガエル等
H18年度	世羅町 (県営ほ場整備地区)	世羅町立中央小学校 2・3・4年生	32人	タモロコ，カワムツ，タカハヤ，ドジョウ，ドンコ，アマガエル等
H19年度	北広島町 (県営ほ場整備地区)	北広島町立新庄小学校 4年生	10人	カワムツ，タカハヤ，ドジョウ，ヨシノボリ，ムギツク，トノサマガエル，アマガエル，ツチガエル等
	三原市 (県営ほ場整備地区)	三原市立神田東小学校 3・4年生	12人	カワムツ，ドジョウ，ツチガエル，トノサマガエル，アマガエル，ニホンアカガエル等

2 優れた景観，歴史的・文化的環境の保全と創造

●現状と課題

本県は中国山地の自然美，瀬戸内の多島美，水とみどり豊かな田園景観，歴史と伝統に彩られた活力ある都市景観などを有しており，こうした優れた景観を県民共有の財産として守り育て，次の世代に引き継いでいくことが求められています。

これら優れた景観の保全と創造には，地域に密着した市町の果たす役割が大きく，市町を主体とした景観施策の推進が必要です。

また，県内の数々の文化遺産のうち，国・県・市町の文化財に指定・選定・登録された数は約2,900件，周知の埋蔵文化財包蔵地が約16,000件あり，いずれも全国的に件数の多い県になっています。この貴重な文化遺産を，県民共有の財産として保存し次世代に継承するとともに，県民の文化の向上に資するため，整備・活用を進め，文化的環境を形成することが求められています。

図表 3-3-3 「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例」に基づく景観指定地域（7市町）

名 称	区 域	種 類	指定年月日
宮島・大野 景観指定地域	廿日市市（旧宮島町，旧大野町の区域）	旧宮島町：景観モデル地域 旧大野町：景観形成地域	H3. 12. 25
新広島空港周辺 景観指定地域	三原市（旧本郷町，旧大和町の区域）及び東広島市（旧河内町の区域）	全 域：景観形成地域	H4. 4. 1
西中国山地国定公園 周辺景観指定地域	廿日市市（旧吉和村の区域），安芸太田町（旧筒賀村，旧戸河内町の区域）及び北広島町（旧芸北町の区域）	全 域：景観形成地域	H5. 2. 10
西瀬戸自動車道 景観指定地域	尾道市（旧御調町を除く区域）	全 域：景観形成地域	H5. 4. 1
安芸灘架橋 景観指定地域	呉市（旧蒲刈町，旧下蒲刈町，旧川尻町，旧豊浜町，旧豊町の区域）	全 域：景観形成地域	H6. 4. 1

資料：県環境保全課

図表 3-3-4 「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例」に基づく大規模行為届出対象地域

呉市（旧音戸町，旧倉橋町，旧安浦町の区域），竹原市，三原市（旧本郷町，旧大和町を除く区域），福山市，府中市（旧上下町を除く区域），三次市（旧三次市の区域），庄原市（旧口和町，旧比和町，旧総領町を除く区域），大竹市，東広島市（旧福富町，旧河内町を除く区域），廿日市市（旧廿日市市の区域），安芸高田市（旧八千代町の区域），江田島市，府中町，海田町，熊野町，坂町，大崎上島町，神石高原町（旧豊松村，旧三和町の区域）

資料：県環境保全課

図表 3-3-5 景観法に基づく景観行政団体

地方公共団体名	景観行政団体となった日
広島県	H16.12.17
広島市	H16.12.17
福山市	H16.12.17
三次市	H17.4.1
尾道市	H17.8.1
呉市	H17.10.1

資料：県環境保全課

【施策の方向】

- 瀬戸内の多島美、水とみどり豊かな田園景観など優れた景観の保全と創造
- 貴重な文化財の活用と次世代への継承

●施策の展開**(1) 自然景観の保全**

- 世界遺産に指定された宮島、世界に誇る瀬戸内海の多島美、美しい森林や多くの農山村の集落景観を有する中国山地など県特有の豊かな自然景観を、各種条例や関連法規の適正な運用等により、守り、育て、次代へ継承することに努めます。

平成 19 年度に講じた施策・平成 20 年度に講じる施策**ア 景観条例に基づく届出制度の運用 [環境保全課]**

ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例に基づき、景観指定地域や大規模行為届出対象地域を指定して、大規模建築物の建設や造成行為等の届出指導を行います。

【平成 19 年度事業実績】届出制度による指導を行い、良好な景観の保全等に努めました。

(届出実績：432 件)

【平成 20 年度事業内容】引き続き、届出指導により良好な景観の保全等に努めます。

(2) まちの景観の整備

- 「景観形成基本方針」に基づき、市町が主体となった景観対策を促進するとともに、公共事業等における周辺の景観との調和・統一に配慮した事業の推進等により、地域の景観特性を重視した景観の保全・創造を図ります。

また、景観法に基づく市町主体の景観行政を促進します。

平成 19 年度に講じた施策・平成 20 年度に講じる施策**ア 景観条例に基づく届出制度の運用 [環境保全課] (再掲)****イ 市町主体の景観施策の促進 [環境保全課]**

地域の特性を活かしたまちの景観整備が進められるよう、まちづくりの主体である、市町による景観行政の一層の促進を図ります。

【平成 19 年度事業実績】実施事例の研修、県民の景観形成活動に対する表彰（景観づくり大賞）、広島県景観会議の運営支援を行いました。また、景観法に基づき市町が自然的、社会的特性に応じた景観計画を策定するため、平成 17 年度に作成した「市町景観計画策定の手引き」を活用し、市町主体の景観施策の促進を図りました。

【平成 20 年度事業内容】引き続き、研修会等を実施するとともに、「市町景観計画策定の手引き」を活用して市町主体の景観施策の促進を図ります。

ウ 道路環境整備事業〔都市整備課〕

良好な街並み景観の創造と道路空間の有効利用を図るため、街路樹や植栽、カラー舗装並びに無電柱化推進計画に基づく電線類の地中化を行うことにより、優れた景観の形成を図ります。

【平成 19 年度事業実績】城町中之町線（三原市）及び松永港本郷線（福山市）において、インターロッキング舗装による歩道の美装化を行いました。

鷹取奈良津線（福山市）において、電線類の地中化を行いました。

【平成 20 年度事業内容】城町中之町線及び松永港本郷線において、インターロッキング舗装で歩道の美装化を行います。

鷹取奈良津線において電線類の地中化を行います。

（3）歴史的・文化的環境の保全

- 貴重な文化財の活用と次代への継承を図るため、文化財の保存修理等に要する経費の助成、埋蔵文化財包蔵地の把握と調和など、文化財の保護を推進します。

平成 19 年度に講じた施策・平成 20 年度に講じる施策

ア 指定文化財の管理及び保存・修理〔文化課〕

所有者等が実施する保存修理事業等に要する経費の一部を助成するとともに、国指定文化財の防災設備保守点検、雪降ろし等に要する経費の一部を助成し、指定文化財の適切な保存と管理を推進します。

（ア）国指定文化財保存事業

国指定文化財の保存修理・防災施設設置事業に対し助成します。

【平成 19 年度事業実績】重要文化財奥家住宅（三次市）をはじめとする 9 件の保存修理事業に対し助成しました。

【平成 20 年度事業内容】引き続き重要文化財奥家住宅（三次市）をはじめとする 7 件の保存修理事業に対し、助成します。

（イ）県指定文化財保存事業

県指定文化財の保存修理事業等に対し助成します。

【平成 19 年度事業実績】県重要文化財西國寺仁王門（尾道市）をはじめとする 22 件の保存修理事業に対し助成しました。

【平成 20 年度事業内容】県史跡・若胡子屋跡（呉市）をはじめとする 9 件の事業に対し助成します。

（ウ）指定文化財管理事業

国指定文化財の防災設備保守点検、雪降ろし等に対し助成します。

【平成 19 年度事業実績】国宝不動院金堂（広島市）をはじめとする 29 件の防災設備保守点検事業等に対し助成しました。

【平成 20 年度事業内容】引き続き国宝不動院金堂（広島市）をはじめとする 30 件の防災設備保守点検事業等に対し助成します。

イ 歴史的文化遺産の継承と活用〔文化課〕

国・県指定文化財等の保存と活用を図るため、インターネットを通じて文化財情報の公開や県所有の文化財を公開します。

（ア）文化財ホームページ〔県の文化財〕の公開活用

県内の国・県指定文化財の所在地や内容、写真等の情報を広く紹介し、指定文化財の公開活用を推進します。

【平成 19 年度事業実績】新指定文化財情報など文化財に係る情報を適宜追加し、情報提供しました。

【平成 20 年度事業内容】引き続き文化財に関するイベント情報などを掲載し、内容の充実を図ります。

（イ）縮景園・みよし風土記の丘（浄楽寺・七ツ塚古墳群）の公開活用

広島を代表する名勝縮景園や県北の古墳文化を象徴する史跡浄楽寺・七ツ塚古墳群を公開し、広島県の歴史と文化に関する学習機会を提供します。

【平成 19 年度事業実績】縮景園は年間 16 万 7 千人、浄楽寺・七ツ塚古墳群は年間約 10 万人が見学しました。

【平成 20 年度事業内容】引き続き縮景園、浄楽寺、七ツ塚古墳群の環境整備や茶会等の行事を通じて、利用促進と学習支援の充実を図ります。

ウ 埋蔵文化財の保護〔文化課〕

埋蔵文化財の保護と活用を図るため、「県遺跡地図」を活用して埋蔵文化財包蔵地を周知するとともに、開発事業との調整により、埋蔵文化財の現状保存あるいは記録による保存を図ります。

（ア）県内遺跡詳細分布調査事業

開発事業地内等の埋蔵文化財の有無について確認する踏査・試掘調査を実施するとともに、埋蔵文化財保護と開発事業との調整を行います。

【平成 19 年度事業実績】28 事業の現地踏査、試掘調査を実施しました。

【平成 20 年度事業内容】引き続き 19 事業の現地踏査、試掘調査を予定しています。

（イ）遺跡地図の公開・活用

県内の埋蔵文化財包蔵地地図を公開・活用し、埋蔵文化財の一層の保護を図ります。